

平成 26 年度 第 4 回 定例理事会の結果について

開催日時 平成 27 年 1 月 29 日 (木) 午後 2 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

第 1 号議案 全商協に関する件

(1) 定例理事会報告 (12 月 8 日、1 月 27 日開催)

- ① 10 月開催の東北遊商理事会において報告した。メーカーと新台の契約をしている販社を主体とする、優良販社制度(仮称)についての進捗状況の報告がされた。
- ② 上野村ぱちんこ祭りを来期秋頃に企画をしている。内容は回胴遊商が毎年 8 月 8 日に行っている、パチスロの日のような事を全商協で開催を検討している。
- ③ 日工組からについて
販社登録が抹消になったにも関わらず、部品交換をする未承認変更事案があった。警察庁より、登録販社のみが売買を可能にする指導が入るかもしれない。
- ④ 中古遊技機梱包の仕方について
新台遊技機を真空状態にして梱包していることから、中古遊技機においても梱包の仕方を検討してはとの意見も出ている。
- ⑤ CR 牙狼金色になれ XX、不具合防止対策部品について
警察庁へ不正対策部品のように扱っていただけないかと伺いたいが、現状諸事情があり伺えない為、現行通りに行う。
- ⑥ 北遊商からの報告
 - (1) 2 社に対して名義貸しを行い、虚偽の届出により除名とした。
 - (2) (1) に携わった販社に対し、名義借りとし加入無効とした。
- ⑦ 東遊商からの報告
東遊商組合員で回胴遊商へも属している組合員が、回胴遊商では除名相当という事で自主脱退を認めていたが、東遊商では除名決議とした。何故、回胴遊商と同じ処分にしなかったかは、これまでの基準に基づいているので、ここで同じ処分にするとこれまでと差が出る為である。組織(東遊商)の考え方があるので。
- ⑧ 六団体代表者会議を合同により行う。
- ⑨ リカバリーサポート・ネットワークに関する活動について
東遊商では、管轄地区の県遊協から要請があったため、ポケットティッシュの配布を行った。
また、岐阜県遊協の大野理事長から中部遊商に対してポケットティッシュの配布のお願いがあったために、中部遊商でも 500 万円分を配布する事に至った。来期に、全商協で 5 名ぐらい職員を増員して協力を行う予定である。よって、当地区にいつ依頼が来るか分からないので、総会で予算を取りたいと思います。
- ⑩ 点検補助員制度に関する件について、全日遊連で諸問題が有り保留となっている。

第 2 号議案 東北遊商委員会に関する件

(1) 社会貢献委員会開催に関する件 (12 月 4 日開催)

① 児童養護施設への寄付貢献に関する件

今年度で、第 8 回目となる児童養護施設への寄付貢献について審議を行い、昨年度と同様に各県の代表施設へ赴き、一県全施設へ対し￥500,000 円、六県合計￥3,000,000 円の寄付金贈呈を行うとし、昨年同様の寄付貢献を 3 月 3 日 (火) から 6 日 (金) の期間にて行う。

また、中部遊商においては本年も賛同の意向を示している。中部遊商からの寄贈者は、林理事長と平井副理事長の予定である。昨年は50万円×6県であったが本年は30万円×6県である。

② 他団体への寄付金贈呈に関する件

宮城県の「防犯協会」・「被害者支援センター」・「暴力団追放推進センター」の3団体に対して、毎年、各「10万円」の寄付贈呈を行っており、今年度も寄付をするとし3月13日に開催する理事会同日の午前に五役により贈呈式を行うとした。

③ 平成26年度 社会貢献委員会で行った、社会貢献の『良かった点・悪かった点・反省点・改良点』の検証について

○ 広瀬川清掃活動の件について

清掃活動を、平成26年9月27日(土)に宮城県仙台市広瀬川1万人プロジェクト実行委員会が主催する「広瀬川1万人プロジェクト」の流域一斉清掃へ参加し、主催者より参加証明書を頂いた。継続事業とするかについては、来期においても継続事業とする。

○ 献血活動の件について

来期においても継続事業とする。赤十字からの提案に、こちら(組合)の献血予定人数を告げれば、赤十字において一般者を交えた献血会場を提供してくれる。

また、宮城県以外の赤十字献血日程表をいただき、部会へ回し宮城県外の販社へ協力をお願いすることとした。

○ 関西遊商と合同ボランティア活動の件について

当組合において、震災復興支援活動を検討するとした。

○ 全商協事業活動「森の長城プロジェクト」植樹活動について

平成26年9月7日(日)に宮城県岩沼市にて、全商協の事業活動として植樹活動を行った件について、次回植樹活動開催予定である平成27年5月30日(土)に、東北遊商として参加をすると委員会より報告され、5月は総会が開催される為、時期をずらして参加すると決した。

④ 震災備蓄品に関する件について

平成23年3月11日、未曾有の大震災により震災時対応用に備蓄品を、現在組合員80社分を備蓄している。備蓄品の期限が早いもので平成29年8月末に期限切れとなる。期限を迎える前の、平成28年5月の通常総会へ新たな備蓄品購入予算を取るとした。予算が通れば、備蓄品の期限が1年残る事になるので各組合員へ分配するとし、分配及び組合員への輸送については運送会社へ委託する。

⑤ 平成27年度活動事業計画及び予算計画について

○ 寄付金について

(予算) 寄付金￥4,000,000円(児童養護施設他)

(支出) 児童養護施設への寄付￥3,000,000円。(未執行分を執行する)

他団体への寄付として宮城防犯協会、宮城被害者支援センター、宮城暴追、福島暴追へ合計￥400,000円。(未執行分を執行する)

山形暴追への賛助会費￥100,000円。(未執行分を執行する)

宮城・山形・青森の防犯協会、宮城・青森暴追への賛助会費とし合計￥220,000円。

全商協で活動を行った植樹ボランティアへ￥100,000円。

全商協を通し広島豪雨災害義捐金￥100,000円。

今年度の合計は￥3,920,000円である。

○ 災害対策費について

(予算) 災害対策費 3,000,000円(大震災被災地に対するボランティア活動)

(支出) 災害対策費としての扱いは、宮城県南三陸震災復興支援を行った際、組合ジャンパー制作

費及び広瀬川清掃活動時にごみ拾い用火バサミ代等で合計￥574,669円であった。

以上の(1)(2)支出を参考に、次回開催委員会時に平成27年度の予算審議をする。

⑥ その他

○ 組合員慰安旅行に関する件について

組合全体の行事であるので密な企画が必要であるので、もし次年度において依頼があれば、総務委員会と合同で企画をするのも良いのではないかと決した。

○ 遊技機リサイクルについて

東北地区で指定業者とされている商社へ業務内容の視察を行い、視察の結果に基づき、組合員へ遊技機のリサイクルについて東北地区のリサイクル選定業者を使用するよう啓蒙が出るのではないかと委員会で結論付け、継続審議としたと報告がされた。

(2) 機械流通委員会開催に関する件(12月11日開催)

① 全商協機械流通委員会報告(11月10日TV会議)

○ ゲージ表の扱いについて(11月26日第3回定例理事会報告済)

○ 遊技機のレンタルについて

12月8日に開催された全商協理事会において、レンタルの件について報告があり、高橋理事長より進捗報告があった。全商協の顧問弁護士からレンタルについての見解は、レンタルは認めない。再度、顧問弁護士に確認後並びに日工組からの承認後、あくまでも予定ではあるが、詳細を書面にて会長名で書面が発出される予定である。と委員会より報告された。

理事長、1月27日に開催された全商協理事会の報告がされた。

詳細を書面にて会長名で書面での発出について、きちんと理論付けを行い、中古流通協議会に投げかけ、全日遊連と話し合いをした後、発出した方が望ましいと考える。レンタルのような行為は、「健全な中古機流通制度を阻害する行為」に該当させ処分するしかないと思う。

② 顔認証携帯端末「アプリ」入替えについて

10月20日よりアプリの入替えを行い、11月20日に全257台の作業が終了した。送信履歴が確認出来るのでアプリの入替えを行って良かった。との意見もあった。

③ 平成26年度 新規実技講習会開催状況報告

今年度は12月現在で、新規実技講習会を主任者23名に対し合計7回開催した。

また、平成26年12月1日付けにて新規加入された、(有)日成仙台販売並びに㈱オラクルの2社より、中古遊技機流通取扱の申請があり平成27年1月21日(水)に、取扱主任者の在り方・ガイドブックを使用した流通説明・書類作成要領講習・筆記試験・携帯端末説明・実機使用による実技講習及び試験を行った。

④ QRサーバーが停止した場合について、全商協からの回答が出れば報告する。

⑤ 平成27年度活動事業計画及び予算計画について、継続審議中である。

(3) 総務委員会開催に関する件(12月22日開催)

① 経常利益に関する件

11月中の検定書類発給件数は、3,726件で前年比-319件と減少しています。また、確認証紙(台数)の発給枚数については、6,863件で前年比+198件と増加しています。

11月末現在の経常利益状況(累計)については、

○収入

・検定書類、賦課金等 ~ 110,603,947円(前年度 115,653,371円)

・営業外収益 ~ 2,306,935 円 (前年度 3,109,732 円)

○支出

・一般管理費等 ~ 101,230,429 円 (前年度 104,855,225 円)

○経常利益 ~ 11,677,592 円 (前年度 13,892,372 円)

となっていります。

11月中における収支については、

○収入

・検定書類、賦課金等 11,583,594 円 (前年度 14,061,314 円)

・営業外収益 332,410 円 (前年度 238,098 円)

○支出

・一般管理費等 ~ 14,078,947 円 (前年度 12,391,288 円)

○「11月中利益」 -2,162,943 円 (前年度 1,908,124 円)

となっていります。

11月中の収入が前年度より少なくなっていますが、これは、書類代の値引きを30%と継続していることによるものです。また、11月中の支出が多くなった理由は、「組合員慰安旅行」の経費を支出したことによるものです。

② 平成26年度の経常利益予測の件

今後、残り4か月の収支を予想し、年度末の「経常利益」を予測して見ました。

まず、最初に、「検定書類」の予測ですが、24年度と25年度の検定書類数の平均値としますと、12月～4,736件 1月～4,564件 2月～4,658件 3月～4,464件となります。

26年度の「事業収入」の予想値は、

【検定書類数(予想値) × 書類代(2,800円)】 + 賦課金(15,000円 × 75社)

1,125,000円 + 共同購買事業費(月約10万円) = 事業収入予想値としました。

また、26年度の「支出」の予想値ですが、

(24年度支出 + 25年度支出) ÷ 2 = 支出予想値としました。

26年度の「経常利益」の予想値は、

12月	月別	-1,037,198円	累計	10,640,394円
1月	月別	-533,142円	累計	10,107,252円
2月	月別	301,892円	累計	10,409,144円
3月	月別	-3,973,753円	累計	6,435,392円

となりました。

事業収入は、24年度・25年度は、書類代を10月から3月まで20%の値引きですが、26年度は、30%を年度末まで継続することにしていることから、事業 収入が減少しています。

25年度の3月の支出が21,349,949円と異常に多くなっていますが、これは、部会助成費として7,500,000円(1社10万円)を急遽支出したことによるものです。

そこで、24年度の支出について、7,500,000円の支出を除いた13,849,724,200円として経常利益を予測すると、3月末の「経常利益」の予測は、「10,185,392円」となりました。

ただ、使える経費については、これから税金等が引かれることになりますので、そんなに多くはないらないと思います。

ちなみに、平成24年度は、「817万円」の経常利益がありましたが、災害備品を購入し、法人税等(180万円)を差し引き、「純利益」として「352万円」となりましたが、前年度の定期預金切り崩し(569万円)の補てんに充当したことから、最終的には「-216万円」となっています。

平成 25 年度は、「1,682 万円」の経常利益がありましたが、法人税等(710 万円)を差し引き、純利益は「971 万円」となりましたが、前年度の一線越金(216 万円)の支払い、積立金(500 万円)、出資配当金(74 万円)に充当し、本年度へは、58 万円の線越となっていきます。

③ 「経常利益」の予測に基づく新たな経費の支出事業について

今後の経費の支出については、計画事業である「寄付事業」が主であるが、「経常利益」の予測に基づく新たな経費支出事業活動について、顧問税理士同席の基協議をした。

「経常利益」の予測に基づき、計画事業である「寄付事業」以外に、どのような事業に支出したら良いのかを検討した。

顧問税理士を交えた、質問と回答。

「パソコンを組合員に配布しては」との意見もあるようですが。

過去にパソコンを組合員に配布したことがあり、経緯を調べてみると、平成 19 年 10 月の理事会議事録によると、「組合設立 20 周年記念事業」の一環として、パソコン購入貸与の案件が上程されました。

・配当及び寄付と認定される可能性があり、中小企業協同組合法に抵触するおそれがある。

などとし、賛成多数で否決されました。

しかし、平成 21 年 1 月の理事会議事録を見てみると、「組合設立 20 周年記念品」として、組合員 1 社 20 万円相当の物品（パソコン・テレビ・マッサージチェア）を配布することを決定しています。

○顧問税理士

・パソコンを組合員に配布することは、NG です。

・組合活動のみに使用するという制限ができない。

・組合活動においてのみ使用する。組合活動で使うものであること理由付けができない。

・「配当」と認定される恐れがある。

「経常利益が 1,000 万円あるとした場合、全部使えるわけではないと思うが」

○顧問税理士

税金は、経常利益が「約 10,000,000 円」とすると、30~35% を乗じたものとなります。

交際費は、一定の金額以上になると全部経費とはなりません。

現時点では、交際費が「8,000,000 円」を超えており、これから交際費については、30% の税金がかかることがあります。

経常利益が仮に「1,000 万円」とすると、実際に支出できる経費としては、400 万~500 万位しか支出できないと思われます。

「タブレット」を組合員に配布することについての見解はどうですか。

○顧問税理士

あくまでも組合が持っているものですとの位置付けである。

しかも、「組合の活動に使っている」という事実がなければ、あとあと「配当」と見なされる可能性がある。配布する際に、

・この目的で使用してください。（組合からの情報を受けるのみ）

・ほかのアプリは入れない。

等と、きちんと使用制限を縛る文章を作成しておかなければならぬ。

使用制限を通知したことを明確にした文章を作成しておくことが「形式的要件」である。また、実際にどのように使っているのか、税務署に「特定の組合員」が調べられ、

- ・完全に個人で使用している。
- ・自分の会社のために使っている。

となると、「全組合員」も調べられるリスクがある。

「組合からの情報を受けるのみ」の使用ということになれば、無償貸与も可能であるが、その場合、後で組合の使用料金の負担が多くなると、組合員が利益を得ているのではないかということになり、問題となるリスクもある。

「タブレットについては、配布できないということではないのですね。」

○顧問税理士

出来ないということではありません。

きちんと使用制限などができるべきです。

○高橋理事長

組合員全体での希望であれば検討をいたします。

「空気清浄機」を配布することは。

○顧問税理士

「空気清浄機」を配布する合理的な理由がないので、配布できません。

組合事務所で使うために、「空気清浄機」を購入する場合はどうですか。

○顧問税理士 組合事務所で使用するために購入するのであれば、何ら問題ありません。

「組合員証・組合員看板」等を作る費用に充当することは。

(組合員である称)

○顧問税理士 何ら問題ありません。

「組合員バッヂ」を新たに作ることは。

○顧問税理士 何ら問題ありません。

「遊技機器の点検要領」の向上を図る為、遊技機の点検要領の「DVD」をつけて、「プレーヤー」を組合員の配布することは。

○顧問税理士 微妙です。

事務局職員の「決算賞与」として100万円と考えると、あと使えるのが300万円程度となる。今回、部会再編となるが、「部会」に助成金として配布し、自由に使ってもらうことはできるのか。

○顧問税理士

部会助成費は、組合活動に沿った部会活動としての費用と限定されており、懇親会など、何にでも使用できるものではない。そうでなければ、部会へ配分しても、組合の経費としては認められない。組合員の「賦課金」について、総会で月15,000円として議決しているが、毎年利益が見込まれることから、来年度は「10,000円の賦課金」にするということはできるのか。